

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第百九十五号

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第一項、第九条第一項ただし書及び附則第三条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第一条の二」に改める。

第二章中第二条の前に次の一条を加える。

（企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者）

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている企業年金制度（法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度をいう。以下この条及び第九条の二において同じ。）又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。）とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者となる者）
第九条の二 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は実施されていた企業年金制度又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が適用されていた期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者を除く。）とする。

第六十条第二項中「五十万円」の下に（同項に規定する継続個人型年金運用指図者にあつては、二十五万円）を加える。

附 則

この政令は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦